

放課後児童会における「中抜け」に関する取扱要領

（目的）

第1条 本要領は、放課後児童会に在室する時間帯の中で、習い事等に参加する機会を認め、個々の児童の健やかな成長・発達を支えるための円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中抜け

児童会室に登室した児童が放課後子供教室及び学校が認めた活動や習い事等のために、ランドセル等の持ち物を置いた状態で児童会室から外出し、終了後は原則として児童会室に帰室する行為をいう。

（2）習い事等

放課後子供教室又は学習、教養、スポーツ、芸術活動等の児童の可能性を広げる目的で行われる教育活動をいう。

（市の責務）

第3条 市は、放課後児童会の実態を把握し、放課後児童会職員並びに保護者に対し、十分な説明を行うとともに相談に応じる体制をつくるものとする。

（放課後児童会職員の責務）

第4条 放課後児童会職員は、毎月の入会説明会、おたより等において、保護者に中抜け等に関する基本的ルールを十分に説明し、保護者の理解と協力を求めるよう努める。

2 中抜けに伴う個々の児童の状況の把握に努め、きめ細かく保護者の相談に応じる体制をつくる。

（放課後子供教室及び習い事等に伴う登室時間）

第5条 土曜日や長期休業中等の学校休業日における登室時間については、児童の安全確保を最優先とし、各児童会で定める概ね午前9時までの登室を原則とする。

2 放課後子供教室及び習い事等による登室時間の延長等については、やむを得ない理由並びに保護者からの事前相談があり、児童の安全確保並びに当日の行動が確認されている場合に限り認めることとする。

3 2による安全確保及び行動確認がされていないに関わらず、登室予定の児童が登室しない場合は、概ね午前9時を目安に保護者へ確認をする。

（中抜けに伴う帰宅時間）

第6条 中抜けにおいては、児童が安全に児童会室に帰宅することを最優先とするため、児童の帰宅時間を原則午後6時までとする。なお、各児童会における運営体制及び日没が早まる冬季などは、保護者の理解と協力に基づき、各放課後児童会において帰宅時間を別途定める等の対応を認める。

（中抜けに伴うトラブル対応）

第7条 中抜けに伴う往復路は放課後児童会の活動とは認められないことから、市は事故や災害に伴う責任を負わないものとする。

2 市及び放課後児童会職員は、中抜けに伴うトラブル発生とその対応について、必ず入会説明会時に保護者に十分な説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

（その他）

第8条 本要領に定めるもののほか、放課後児童会の運営に関し必要な事項は児童育成課長が別に定める。

附 則

本要領は、平成30年 3月 1日より施行する。

本要領は、令和3年 4月 1日より施行する。

本要領は、令和6年 4月 1日より施行する。

本要領は、令和8年 4月 1日より施行する。

(Q&A)

No.	質問	回答
1	地域コミュニティが主催するこども向けの催しやイベントは、中抜けに該当しますか。	放課後児童会における育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を備えるとともに、地域社会における様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うよう、その家庭の子育てを支援する役割を担います。 こどもの生活は、学校や地域の中の児童に関する様々な施設、事業や機関等との関わりを持って成り立っています。地域社会が継続して運営しているこども向けの催しに対し、保護者が年間会費（保険料も含む）を支払い参加させている催しは「中抜け」に該当します。 【第1条 目的】
2	低学年で体も小さく、ランドセルと習い事の道具を一緒に持って習い事に通うことが難しく、保護者からランドセルを児童会室に置いて習い事等へ行き、その後、直接帰宅させ、児童会室に置いてあるランドセル等の荷物一式は保護者が仕事帰り等に取りに行きたいと依頼されているが、どのように対応すべきですか。	毎回の習い事等のたびに、ランドセル等の持ち物のみが児童会室にあるという状況は好ましいものではないため、対応できない旨の説明を十分に行い、保護者の理解と協力を得るよう努めてください。 しかしながら、終業式等のように、一過性の持ち物の増加はその限りではありませんので柔軟な対応を心がけてください。 【第2条(1) 参照】
3	学校開放プールは、中抜けの対象となる習い事等に該当しますか。	学校開放プールは、一部の学校水泳プールを活用し、夏季休業中の児童の余暇充実を目的とする事業のため、本要領で定める「習い事等」には該当しません。 仮に学校開放プールを「習い事等」として認めた場合、多数の児童が学校開放プールに参加することにより、入退室管理が複雑になり、こどもの安全安心に即した児童会運営が困難となります。これらのことから、学校開放プールの参加を理由とする中抜けは認められません。 学校開放プールの参加を希望する児童と保護者は多いことから、各児童会では保護者に対し、理解と協力を得るよう、丁寧な説明を行う必要があります。 【第2条(2) 参照】

4	土曜日や夏休み等の長期休業中に、習い事等で、各児童会で定める概ね午前9時までの登室が出来ない場合はどのように対応するべきですか。	児童会室への登室は、児童の安全確保の観点より、各児童会で定める概ね午前9時が原則となります。 登室時間が9時以降の場合は、各児童会へ連絡し、登室時間をお知らせください。なお、連絡がない場合は、各児童会より保護者へ確認の連絡をさせていただきます。 【第5条 参照】
5	児童の帰宅時間が午後6時を超える中抜けの場合、児童のお迎え等の対応はどのようにするべきですか。	午後6時を超える中抜けからの帰宅については、あらかじめ保護者の確認を得ておくとともに、児童の帰宅後は、保護者（大人）が必ずお迎えに来ることを必須とした上で認めることといたします。 【第6条 参照】
6	中抜けに伴うトラブルとは、具体的にどのようなものがありますか。	中抜け時のトラブルとしては、交通事故、忘れ物、近隣とのトラブル、児童同士のトラブル、習い事等とのトラブル、金銭トラブル等が考えられます。 これらについては、保護者の責任によるものであり、市及び児童会は一切の責任を負わないものとします。 このことは、保護者に十分な事前説明を行い、理解と協力を得ることが必要となります。 【第7条 参照】